

# 平成 27 年度 福岡県農協青年部協議会 ポリシーブック

～食料・農業・農村に関する政策提言集～

---

# JA YOUTH

ポリシーブックとは、農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、将来の日本農業のあり方を組織内外に示す、JA青年部盟友による政策提言集である。

また、ポリシーブックには政策提言のみでなく、自分達が抱える課題解決のために、自分たちで取り組むべき事項を盛り込んでいる。

なお、同ポリシーブックは、月 日のJA福岡県青協委員会にて決議し、今後、行政や関係機関に対して福岡県農協青年部協議会としての主張を訴えていく。

# 福岡県農協青年部協議会 ポリシーブック

## 目 次

1. わが国の農業のあり方について
2. TPP（環太平洋連携協定）について
3. 農家所得向上に向けた取り組みについて
4. 経営所得安定対策について
5. ミニマムアクセス(MA)米の撤廃について
6. 後継者問題について
7. 中山間地域農業について
8. 食と農の役割について
9. 食の安全・安心について
10. JA青年部活動について

# 1. わが国の農業のあり方について

## (1) 現状・現場の課題

- ・内閣府特別世論調査（H26.2月）では「食料自給率を高めるべき」80.6%、「外国産の方が安い食料については、輸入する方がよい」5.1%という結果を示している。
- ・世界的には人口増加により、食料不足・食糧高騰が進行している。
- ・平成27年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として、施策を展開するとしている。
- ・農業者のあり方として、兼業農家・専業農家・中山間地・都市農業の位置づけをすべきである。
- ・10年後の農業、10年後の日本を見据えるべきである。
- ・6次産業化等の政策もあるが、1次産業としての理想は、農畜産物出荷で経営が成り立つことである。
- ・農業所得と補助金のバランス、補助ありきの農業経営というイメージを払拭すべきである。
- ・農業の産業化、法人化、企業型農業が進んでいる。
- ・国土で生産する農業は、外国で製品を生産でき、いつでも撤退できる「工場」とは違う。

## (2) ねらい

農業は、国土を活用し、国民の食料を供給する持続的な生命産業であるということを、国民に理解してもらう。

また、現場からの声を集約し、政策提言を行い、国としての日本農業のあり方を示すよう促す。

さらに、「補助金」は、農業という産業に対する国民の「投資」であることについて国民合意を形成する。

## (3) 自ら取り組むこと

- ①国民に、農業や食料、国のあり方について真剣に考えてもらう。そのためのキッカケ作りを、組織として積極的に仕掛けていく。
- ②農政に関する勉強会、政策提言を行い、農業者の意識を統一する。
- ③農業に対する国民理解の促進、国民合意を形成する。

## (4) 国・県等に対する要請事項

農業は国の礎である。農業のあり方を示すことは、「国のあり方」を示すことであり、国民の総意のもとに長期的な国家ビジョンを形成しなければ、真の意味での国の発展は望めない。

ついては、国民の食料を守り、国土の環境を守る「農業の役割」について啓発し、今後10年の農業のあり方を示す「食料・農業・農村基本計画」に沿った政策を、国民合意の下に具体化すること。

## 2. TPP（環太平洋連携協定）について

### （1）現状・現場の課題

- ・平成27年10月の「大筋合意」により、農林水産物のおよそ81%もの品目の関税が撤廃されることになった。
- ・聖域とされた重要5品目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物）においても、およそ30%にあたる174品目の関税が撤廃、いわゆる国会決議が守られていない。
- ・果実や野菜の園芸品目においては、その多くが段階的な撤廃または即時撤廃という合意内容であった。
- ・わが国は、国土条件のために効率化を尽くしても国際競争力のない農畜産物について100%を超える高関税をかけているものもあるが、平均関税率は世界的に見て高くない。
- ・参加国のGDP割合を見れば、実質アメリカ合衆国とのEPAである。
- ・メディアで報道されるTPP問題を自分の経営にどう影響するかについて理解不足である生産者が多く、現実問題として受け入れていない。
- ・交渉が大詰めを迎えているものの、政府からは十分な情報が開示されず、憶測も含めた報道が飛び交っており、生産現場の懸念の声が一層高まっている。

### （2）ねらい

TPPについて学習し、客観的な影響（具体的な数字や資料）を提示し、国民に対してメリット・デメリットを正確に伝える。

農業だけでなく、国の本質を変えてしまう問題であるため、第一次産業以外にも消費者、労働者を巻き込んだ国民運動を展開し、「国のあり方」について国民全員が真剣に考える。

### （3）自ら取り組むこと

- ①農業への影響、経済への影響、TPPの本質について理解する。
- ②TPP反対派・推進派の両側面の主張に耳を傾け、反論すべき部分には論理的かつ明確に反論をする。
- ③JAグループ・農政連・女性部をはじめ、各種組織と連携し、TPPが発効を迎えるまで断固反対の運動を展開する。

### （4）国・県等に対する要請事項

「大筋合意」の内容について、全ての分野の公表を行い、地方経済や地域農業に与える影響試算など早急な情報提供を行うこと。

また、合意した内容について、農林水産分野の重要5品目等の聖域の確保を求めた国会決議が遵守され、国益にかなった結果となっているか、国会で十分な審議を行うこと。

さらに、生産者が農業経営を継続出来るよう、現場の声を踏まえた農業への必要な対策と予算の確保を行うとともに、長期的な農業政策の確立を行うこと。

### 3. 農家所得向上に向けた取り組みについて

#### (1) 現場・現状の課題

- ・農業の後継者である青年部が農業経営の改善を迫られている。
- ・日本農業の特徴に、経営規模が小さい、人材採用・育成が難しい、農産物の質や量が天候に左右されやすい、生産量や収入が安定しにくいといったものがあり、政府・与党からの補助金に頼る面も見られる。
- ・助成制度については、補助金・助成金の情報が農家に対して十分に伝達されていない、助成制度の継続性が不透明、農業者全員が対象となる新しい補助金制度がない、補助を受ける際の条件が厳しい等の問題がある。
- ・デフレ等の影響で農産物価格が低迷しているうえに、生産資材価格の高騰が続き、厳しい農業経営を強いられている。
- ・異業種の大手企業からの参入があり、個人経営では生き残れるかといった不安がある。
- ・近年は異常気象が相次いでいるため、品質・収量の変動が激しいが、野菜類には、災害被害による所得減少への補償がない。
- ・消費税の増税により、消費者の買い控えや資材購入への負担増が懸念される。

#### (2) ねらい

地域の実態に応じた営農確立を目指して農産物のブランド化や地域農業の再建に向けた活動を展開し、安定した所得を確保して「儲かる農業」を実践する。

また、生産コストの改善を行うことで健全な農業経営を行い、収益の向上を図るとともに、農産物価格の下落等自らの努力だけでは補えないところに関しては、補助金等の要請を行う。

#### (3) 自ら取り組むこと

- ① J Aと共にライフプラン及び経営計画書の作成を行うことで自らの経営を見つめ直し、経営改善に向けて努力していく。
- ② 栽培講習会等、農業経営に関わる様々な学習会や研修会を開催し、営農の向上を図る。
- ③ より現場の声を反映した施策を実現するため、農業代表者国会議員を支援する。
- ④ 青年農業者の声を農業政策に反映させるため、地元選出（出身）国会議員や県議会議員との意見交換会を開催するとともに、必要に応じて要請活動を展開する。

**(4) 国・県等に対する要請事項**

- ①指定野菜の不作等の際の助成、過剰生産による廃棄処分に対する経費補填や過剰供給による農産物価格低迷に対する助成、ハウス等の固定資産税の免税や税軽減の措置を行うこと。
- ②助成制度の新設や変更は、すべての農家に伝わっていないことが多いため、農家に対する周知徹底を行うこと。また、補助金適用範囲に関して作業条件等を考慮し、農業者のニーズに合った補助金制度を確立すること。
- ③メディアの利用も含めた販売促進等アピールイベントを開催するとともに、ブランド力の強化と産地確立（普及センター等との連携による管内独自の品種開発等）に努めること。
- ④農商工間の連携による6次産業化等の「売る仕組み作り」を農業者と協議し、拡販への取り組みを強化すること。
- ⑤学校給食における県産農畜産物の活用がさらに向上するよう、献立の見直しや予算措置を検討すること。
- ⑥効率的な農業経営の実現に基盤整備は必須であるため、長期的な観点から、農地の基盤整備の再構築に対する適切な予算措置を講じること。
- ⑦規制改革会議に端を発した「農業・農協改革」により、与党・自民党のとりまとめを基本とする改正農協法が成立したが、JAのあり方や我々青年農業者の農業経営に大きく影響を及ぼすことが懸念されたため、農政にJA青年部盟友の声を反映させること。

## 4. 経営所得安定対策について

### (1) 現状・現場の課題

- ・米の生産コストが上昇している上に、米の消費が低迷し、価格も低下している。
- ・米価は一度下がれば簡単には上がらないため、「将来的に補償水準も低下するのでは」という懸念がある。
- ・制度の継続性に不安がある。

### (2) ねらい

将来を見通した営農計画が確立できるよう、継続性を十分に保てる制度設計を目指す。  
地また、域特性を活かし、地域特産品への上乗せ補償など弾力的な運営ができる補償制度を確立する。

### (3) 自ら取り組むこと

- ①経営所得安定対策の詳細および効果について理解する。
- ②制度に合わせた農業経営計画を設計する。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ①経営所得安定対策については、国として農業の方向性を示し法制化したうえで、農家の経営安定を実現すること。また、長期的な視野のもと、同制度を基本政策とした農業政策を実現すること。
- ②収入減少影響緩和対策は、毎年の米価下落に伴い補填額も減少する制度となっているため、次世代を担う青年農業者が安心して農業を営める制度設計を行うこと。
- ③産地の特性に応じた品目への上乗せ助成等、弾力的な運用ができるよう制度を拡充すること。

## 5. ミニマムアクセス（MA）米の撤廃について

### （1）現状・現場の課題

- ・国産米に影響を与えない「国家貿易方式」を維持できるよう、ミニマムアクセス（MA）数量の全量輸入を実施しているとの政府見解がある。
- ・国家貿易数量を撤廃した場合に、「民間業者取引枠が全量の76.7万トンに拡大するのか？」「どの程度が主食用に回るのか？」との疑問が残る。
- ・実態として、MA米は国内需要（主食用に流通、加工用米等への影響）を圧迫している可能性がある。
- ・平成6年の政府統一見解においては、①MAは「輸入機会の提供」であること、②通常の場合には当該数量の全量輸入を行うべきこと、③例外的ケースにおいては、設定数量に満たない場合でも法的義務違反は生じないことが示されている。

### （2）ねらい

国内産米への影響や、MA米利用の実態を明らかにするとともに、国際交渉の仕組みについても理解を深め、理論構築を行い、MA米撤廃に向けた政策提言を行う。

### （3）自ら取り組むこと

MA米輸入に至った経緯、MA米の実態、民間業者のコメ輸入の意向、WTOにおける国内政策の分類等について学習し、国際交渉上も通用する理論構築を行い、MA米制度の改善を図る。

### （4）国・県等に対する要請事項

「国家貿易品目」であるからといって、その枠の全量を義務的に輸入しているWTO加盟国はなく、「主食用米の需要に影響を与えないよう」に全量を国家貿易品目として輸入しているという建前を持ちながら、2008年の事故米問題では主食用米に転売されており、制度と実態との乖離が問題視される。

については、ミニマムアクセスの国家貿易枠を全量撤廃した場合に、民間貿易枠がどの程度拡大し、主食用米にどのような影響があるかを定量的に示すとともに、MA米の国産米需要への影響や利用実態を明らかにし、輸入撤廃に向けての政策を構築すること。



## 6. 後継者問題について

### (1) 現場・現状の課題

- ・地域差はあるが、「後継者不足」「高齢化」が目立つ地域がある。
- ・農業では収入が安定しないため他産業へ就職し、後継者不足を招いている。
- ・農業所得が増加することにより、若者が農業を1つの就職先として考えるようになる。
- ・初期投資の大きさ、閉鎖的な環境、農地取得の問題、技術の習得に時間がかかる等の新規就農への障壁が大きい。
- ・このまま就農年齢の高齢化が進むことで耕作放棄地が拡大し、地域農業の壊滅につながり兼ねない。
- ・耕作放棄地の増加は、病虫害や鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等があり、周辺地域の営農環境への悪影響がある。

### (2) ねらい

若者たちに、農業の魅力をアピールし、就農しやすい環境づくりを行うことで、後継者問題の解決を図る。

### (3) 自ら取り組むこと

- ①就農前の研修の受入に協力することで、就農支援に貢献する。
- ②就農者や地域住民と交流するイベント、県大会での意見発表や基調講演等を後継者に視聴させることにより、ネガティブなイメージを払拭するとともに、農業の魅力を幅広くアピールし、後継者の意識を向上させる環境を整える。
- ③農業に興味を持っている方や新規就農希望者の情報をJ A・市・普及センターから収集し、共有する。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ①新規就農者に対し、土地の取得や貸借に対する規制を緩和すること。
- ②土地に対する貸借のマッチングへの対応強化に努めること。
- ③就農支援資金等の情報を周知するとともに各地域に新規就農者支援窓口を設置するなど、安心して就農できる環境づくりに努めること。

## 7. 中山間地域農業について

### (1) 現状・現場の課題

- ・ジャンボタニシによる水稻への食害、渡り鳥による農作物への食害、イノシシによる被害等、鳥獣被害が農業経営を圧迫している。
- ・中山間地域から人が離れ、高齢化が進んでいる。
- ・平坦地よりも労力がかかるうえに、機械の導入ができない。
- ・規模拡大ができないため、将来の農業ビジョンが描けない。

### (2) ねらい

農地の多面的効果の観点から農地保全、耕作放棄地の減少を食い止める必要がある。そのために、鳥獣被害を防ぎ、中山間地域の作物に付加価値をつけることで、農業所得を向上させ、農業を続けられる環境づくりを行う。

### (3) 自ら取り組むこと

- ①野生鳥獣の生態系や防除方法についての知識を深め、青年部盟友に罾、猟銃の免許取得を進めて捕獲を行う。
- ②ネット、防護柵や電気柵などの鳥獣害対策機器を導入する。
- ③中山間地域のメリットを活かした農作物を生産し収益向上を図る。
- ④レンタル農園（オーナー制度）などを取り入れる。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ①鳥獣被害の増加した原因を解明し、解決策を講じること。
- ②狩猟制限を緩和し、狩猟者の増員を図ること。
- ③国土としての中山間地の田畑を守るため、中山間地域等直接支払交付金を継続すること。
- ④中山間地域は面積の割に機械コストが高いため、助成要件を緩和すること。
- ⑤農業機械が大型化しているため、農作業事故防止として農道の整備を行うこと。

## 8. 食と農の役割について

### (1) 現状・現場の課題

- ・農業・農村の果たす農産物生産以外の機能（環境保全、生物多様性、治水、伝統文化の継承等）について、国民理解が希薄である。
- ・経済的な指標のみでは評価できない価値がある。
- ・日本人のライフスタイルの変化、都市と農村の関わり、地域住民が地域を守るという意識の希薄化がみられる。
- ・「農」は生物、食料、環境、地域、文化についての教育も担っている。
- ・食農教育を実施している教育現場においても、教師や親の理解や意識が十分でない。
- ・農家が高齢化し就農人口が減少しているため、農地を守る人間が少なくなっている。
- ・農の多面的機能の恩恵を受けている地域住民を巻き込んだ農地保全活動が必要である。

### (2) ねらい

「農」を通じた教育を展開することで農業の多面的機能について理解醸成を図り、国民が農業を身近に感じ、農業を応援する国づくりを目指す。

### (3) 自ら取り組むこと

- ①地域農業の次世代リーダー育成に努める。
- ②親子が参加しやすい食農イベントを学校等と連携して行うとともに、食農教育に関する教師の知識向上に向けた支援を行う。
- ③学童農園にとどまらず農地を地域コミュニティの場として活用し、「農」を機軸とした地域住民教育を展開する。
- ④地域住民に理解を求め、農地の保全活動に取り組む。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ①農業・農地が発揮する多面的機能とその価値について広く国民に啓発すること。
- ②食農活動の推進を強化するとともに、活動に取り組む団体への支援を講じること。
- ③学校給食の国産農畜産物使用率向上のために施策を講じること。
- ④国土に対する愛情を感じ、食料の大切さに気づくことができる豊かな感性を持つ子ども達を育むため、義務教育の授業カリキュラムに「食料と農業」を創設すること。

## 9. 食の安全・安心について

### (1) 現状・現場の課題

- ・内閣府特別世論調査（H26.2月）では「食料自給率を高めるべき」80.6%、「外国産の方が安い食料については、輸入する方がよい」5.1%という結果を示している。
- ・世界的には、人口増加により食料不足・食糧高騰が進行している。
- ・低価格を追求すれば安全性が軽視されるため、安全・安心なものは、それなりの価格がすることを教えないといけない。
- ・農薬の安全性と認可基準が乖離しているため、農薬は劇薬ではなく「予防薬」、安定的な食料供給のためには最低限必要なものという理解醸成が必要である。
- ・農薬基準超過が1件だけ発生しても、産地全体に影響する。
- ・農薬の登録にかかるコストが高いことが原因で、登録品種が限られている。
- ・シントウとピーマン、トマトとミニトマトでは使用可能な農薬が異なるなど、品種は違うものの区分する必要があるのかと疑問を持つ分類が多くあり、安全性に関係なく登録品種が限定される。
- ・TPPにより域内での原産地規則の統一や、証明手続きの簡素化が行われ、消費者の求める情報が開示されなくなる恐れもある。

### (2) ねらい

農薬の適正使用など適正な農業の推進、および安全・安心・安定的な食料供給に努め、国産の農畜産物の安全性を啓発し、消費拡大をねらう。

### (3) 自ら取り組むこと

- ①徹底した農薬の適正使用に取り組む。
- ②農薬の悪いイメージの払拭に努めるとともに、農薬使用の必要性を伝える。
- ③減農薬農業について学習し、より安全性の高い営農体制を目指す。
- ④農業の労働環境改善、農作業安全の啓発に努める。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ①食品のトレーサビリティ高度化、GAP制度の推進に努めるとともに、その制度内容を消費者にわかりやすく周知すること。
- ②農薬基準超過の実態を明らかにするとともに、消費者に対し農薬についての正しい知識・情報の提供に努めること。
- ③消費税増税の際には、消費者が安全・安心な国産農畜産物を常に選択できる環境をつくっていくことが求められるため、食料品の軽減税率の導入を行うこと。

## 10. J A 青年部活動について

### (1) 現場・現状の課題

- ・支所統廃合や人員削減により、J A 青年部と J A の関係が以前と比べ希薄化している。
- ・農業後継者および青年部盟友が減少している。また、盟友の減少に伴い活動の縮小を余儀なくされている。
- ・J A 青年部盟友が全体的に高齢化している。
- ・専業で農家をやっていると女性と知り合う機会が少なく、農家の「嫁不足」が深刻である。
- ・盟友に知り合いがいないと加入しにくい、J A 青年部がどのような活動をしているのかあまり知られていない、活動に対する自己負担が多いという組織面の課題、J A 青年部と一般消費者との交流の場が少ない、地域活動が少ない等の活動面の課題がある。

### (2) ねらい

J A 青年部盟友の減少により活動の縮小化・地域農業の衰退の危険性があることを盟友全員で共有し、J A 青年部盟友の増加に向けた取り組みを実践する。

消費者との交流の場を増やすことで、「食と農」の役割について広く消費者に周知し、地域の活性化、地域農業の活性化につなげる。

### (3) 自ら取り組むこと

- ① J A 青年部盟友数が増加している他県の J A 青年組織の取り組みを学ぶ。
- ② 研修会・講習会・交流会などを通じて、青年部盟友のヒューマンスキルの向上や経営知識の習得、人的ネットワークの拡大などをはかり、J A 青年部への加入メリットを明確にする。
- ③ 年間活動計画の見直しを行う。
- ④ 女性との出会いの場を設け新しい出会いを作るとともに、嫁不足の解消を目指す。
- ⑤ J A のイベントや支所運営委員会等へ積極的に参加する。また、J A 役員との意見交換会を開催し、J A 経営・事業に対して、青年農業者の意見を反映させる。
- ⑥ 青年部活動の活性化に取り組むとともに、盟友の加入促進に取り組む。

### (4) 国・県等に対する要請事項

- ① 青年の新規就農対策を J A 青年部と連携して行い、青年農業者の増加に取り組むこと。